

平成21年 第10回
さつま町議会会議録

平成21年11月25日 開会

さつま町議会

平成21年第10回さつま町議会臨時会審議結果

平成21年11月25日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	委員会 付託
85	専決処分の承認を求めることについて〈平成21年度さつま町一般会計補正予算（第6号）〉	H21. 11. 25	H21. 11. 25	承認	—
86	さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について	〃	〃	原案可決	—
87	平成21年度さつま町一般会計補正予算（第7号）	〃	〃	〃	—
88	平成21年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	—
89	平成21年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	—

平成21年第10回さつま町議会臨時会会議録

○開会期日 平成21年11月25日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（20名）

1番	森山大議員	2番	東哲雄議員
3番	麥田博稔議員	4番	米丸文武議員
5番	川口憲男議員	6番	新改秀作議員
7番	平八重光輝議員	8番	平田昇議員
9番	舟倉武則議員	10番	岩元涼一議員
11番	内之倉成功議員	12番	柏木幸平議員
13番	楠木園洋一議員	14番	内田芳博議員
15番	桑園憲一議員	16番	市來修議員
17番	新改幸一議員	18番	木下敬子議員
19番	木下賢治議員	20番	中尾正男議員

欠席議員（なし）

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	王子野建男君	議事係長	丸田忠君
議事係主幹	平木場達郎君	議事係主査	垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝君	水道課長	北原美義君
副町長	和気純治君	総務課長	湯下吉郎君
健康増進課長	楠木園建雄君	財政課長	下市真義君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 8 5 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第 8 6 号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 5 議案第 8 7 号 平成 2 1 年度さつま町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 6 議案第 8 8 号 平成 2 1 年度さつま町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 議案第 8 9 号 平成 2 1 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）

△開 会 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成21年第10回さつま町議会臨時会を開会します。

△開 議

○議長（中尾 正男議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、11番、内之倉成功議員及び14番、内田芳博議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（中尾 正男議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

△日程第3「議案第85号 専決処分の承認を求めることについて」

○議長（中尾 正男議員）

日程第3「議案第85号 専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第85号 専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、新型インフルエンザの予防接種事業に要する経費の補正に緊急を要し、地方自治法第179条第1項の規定に基づきこれを専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「議案第85号 専決処分の承認を求めることについて」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（楠木園建雄君）

予算の内容につきましては、今説明をいただきましたけれども、私のほうからは接種のスケジ

ジュール等が、先般説明をいたしました後に変更になっておりますので、この点を説明させていただきたいと思っております。

最終的には昨日、県のほうから報道資料として発表がなされて私どものほうにも連絡いただきましたけれども、国はワクチンの接種回数と国内産ワクチンの製造計画の見直しをもとに、ワクチン接種の標準的なスケジュールを変更しましたということで、これについては新聞・テレビ等と言われております。

そして、このことから本県においても接種回数の見直しによるワクチンの必要量、ワクチンの配分計画等を再度精査した結果、1才未満の児童の保護者、小学高学年から中学生までの接種開始時期を前倒しし、別紙スケジュールの通り変更することとしたということで、このスケジュール表をお配りをいたしております。

この変更点のところに書いてございますように、中学生が1月中旬でありましたものを1月上旬に変更したということでございます。それから、小学校の高学年これが1月中旬を12月18日に変更したと。それから、1才未満等の保護者、1月上旬のものを12月18日に前倒しということで、この黒い斜線を引いてある矢印分が前のほうにきておるということでございます。

これで私どもとしても、このスケジュールに合わせてワクチンの供給がなされますので、ただいま下から三番目の11月20日の妊婦というところにつきましては、11月17日に91名分の対象者について受診票を発送いたしました。

そして、12月7日から接種が始まります1才から就学前につきまして1,030人ですが、きょう発送をするということにいたしております。

これにつきましては、すでに今一生懸命準備をいたしておりますので、これに基づいて接種がなされていくというふうに考えております。

それから、報道等によりますとワクチンの供給が、どうもこう医療機関のほうにまわっていないということがあるようでございます。私どもも11月10日の日に郡の医師会病院を通じまして、この接種をされる医療機関に集まっていただきまして説明をいたしました中で、ワクチンの配分量が乳幼児等を積極的にやられるところに集中的に配分がなされずに、画一的に、そのところには少したくさんきいているようですけれども、ワクチンの接種をされない医療機関、こういうところにも配分がなされるという情報を得ました。

これではどうしても接種をされないところのワクチンは残ってくるし、接種をされるところは不足するということがあるということでございましたので、この分について私どもは数量は判りませんので、医師会として医師会に加入されておられる医療機関分のワクチンの配分量の計画を調べていただきました。

そして、その中で次のページにございます町内の接種可能医療機関ということで6医療機関ございますが、この医療機関にワクチンを寄せるように逆に郡の医師会のほうから県の薬務課に、本町に配分をされておりますワクチンを寄せて下さいという提案をいたしまして、その計画の中で今ワクチンの配分をこの医療機関に寄せていただいて接種の体制を整えているということでございます。

そして、きょう発送をいたします予診票の中に「ワクチンの接種について」というお知らせを入れております。そして、先ほどいいましたように町内の接種可能医療機関はこの機関ですよということで、今予約を受け付けてもらったり、あるいは予診票を持って行って接種をする段取りをしていると。予診票でございますけれども、予診票につきましては次のページに付けておりますが、下のほうに費用につきまして先ほど説明がありましたように中学生までは無料ですよと。

あるいは今後発送をいたします高齢者の方々とかにしましては、ここのところが住民税の情

報をもとに負担がある、あるいは無料ということ、1,500円の負担をいただきます、無料ですというの、ここに挿入してそして窓口での負担が適正に行われるようにしていきたいということでございます。

次のページには、川薩保健所管内の接種可能医療機関の一覧ということで付けてございますが、これには本町の分は含まれておりませんが、どうしてもかかりつけ医の関係等、あるいは町内の医療機関で接種をせずに川内のほうに接種を求められる可能性もありますので、そういうときにはこのところで受けられますよということで、この分もお付けして対象者の方には発送をしていきたいということで考えております。

○議長（中尾 正男議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第85号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第85号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案第85号について質疑はありますか。

○川口 憲男議員

今インフルエンザの専決処分のことで説明いただいたんですが、今町内で休校、いろんな処置を取られておるところが多少あると思うんですが、それはもう現にかかっていらっしゃる方と違ってんですけど、そこあたりの対応は随時できるものか。

それともう1点は以前、郡の医師会病院にエアードームですか、こういうのを配置してそういうふうなのに対応するということでしたが、その流れが今どんななっているのかを確認します。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

今町内で罹患をされている方がもうおられまして、その方についてのことでございますけれども、ただいま説明をいたしました資料の中の2枚目になりますけれども、新型インフルエンザワクチン接種についての1歳からの就学前まで括弧でしてございます接種対象者の方でございまして、この中の下のほうに太文字で書いてございますけれども、新型インフルエンザに感染して発症した方は免疫を持っていると考えるため、予防接種をする必要はないと考えられているということで、この方についてはもう予防接種はしなくても大丈夫だということで考えておりますので、これを明確に書いておりますので、医療機関のほうでもう新型インフルエンザにかかったということがわかっておる方については、これは接種をしないほうがいいのかというふうに思っております。

それから、先般、郡の医師会病院に貸与いたしましたエアータント等でございますが、このエアータントにつきましては、目的としましては新型インフルエンザが発生して発熱外来を設置する場合に、どうしても医師会病院の中にそういった患者を区別するスペースがないことから、建物の外でこの発熱外来を設置する目的で貸与いたしましたところでございます。

その拡張訓練等につきましては、先に消防との合同の訓練もいたしましたし、また先般のさつまフェスタでも拡張をいたしまして、その中で歯科の検診とか、こういったものも行ったところでございますので、現時点におきましては発熱外来を設置する事態というのは生じておりませんので、そのまま倉庫のほうに保管をしているという状況でございますけれども、これが強毒型のインフルエンザ等が発生して、そして発熱外来を設置をする必要が生じた場合につきましては、初期の目的にあわせてこれを使っていきたいということで考えておるところでございます。

○川口 憲男議員

その発熱外来でエアードームを貸与するようなどころまでは来ていないということで理解しますが、その中今、町内でその休校しているところ、それから、何カ所というようなどころでいいと思います。それと、その人数を把握をされているのか、そこをお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

町内の小学校、中学校、それぞれ発症をしたり、もうまたすぐ治ったりということで、非常にこう毎日の変動がございますけれども、きのうの現在で、小学校の罹患者というのが42名、中学校で17名ですか。学年閉鎖をしているところは、今1校ということで、1学級ですね、1校です。

○麥田 博稔議員

この前説明を受けたときに、この16歳未満の者については、原則ですけど保護者同伴とかというのが、資料くださいましたよね、その辺がどうなるのか。

例えば、中学生の場合は、13から15歳ぐらいですけれども、もう自転車で行ったりするわけですから原則ですけれども。

ただ国でもいろいろ副作用があるとか、この前、イギリスのやつはものすごくアメリカで、出て、生産を何とかする、ほいで調査にも行くということも厚生省は言っていますけれども。それで薬が足らなくなるんじゃないかとかいろいろ言われていますが、先ほどは町内の場合は医師会病院の6つにおさめるというようなことがありましたけれども、その辺のその子どもたちへの対応ですね、保護者の同伴とか。

ここで予診票でいろいろ取られますけれども、それから副作用の問題とか、まだいろいろ結果が出ていないというような話があるんですけれども、その辺の打合わせというか、その辺が国のほうからどのような指示があったのかお聞きしたいと思います。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

中学生、高校生につきましても、現在のところ2回接種という線につきましては、まだ1回でいいということについては、まだ指示が来ておりません。これは、今から接種をいたします人たち、あるいは今まで接種してきた人たちの免疫力等の効果というものを国のほうで治験を集めて、そして判断をするんだということで言われておりますので、その結果によっては1回に中学生、高校生までなる可能性はあるということでございます。

そういう関係からいきますと、予算につきましては先ほど説明があった額がマックスだろうというふうに考えております。

そういう中で、中学生等について保護者同伴というのは、基本的にこの副反応等の問題がありますし、この中にも書いてございますように個人の責任ということでございますので、基本線はその線ではないのかなというふうに思っております。

ただ、接種機会を確実に与えていくという場合において、果たして今の就業形態の中で同伴というのがどうなのかなという気はいたしますけれども、原則は先ほど言いましたように副反応等の問題もありますので、現段階においては同伴だろうというふうに考えております。これについてまた、国等の指示があればその国に従ってあわせていきたいということでございます。

なおまた今からずっと、先ほど言いましたこの計画に基づきまして、2週間ぐらい前には予診票を発行いたしますので、そのときに今回と同じようにこういったお知らせ等もつけますから、その中にまた明記をしていきたいということで考えておるところでございます。

○麥田 博稔議員

それと、先ほど川口議員のほうから話があったんですが、この新型インフルエンザに感染して

発症した者は免疫を持っていると考えられるために、予防接種はする必要はないと考えられるということですけれども、病院では新型か、旧型というか香港A型とか言われないんですね、調べたときに。だから、何日ぐらいかかるのか、3日か4日かかるというような話が出ていますけれども。

というのは、私の妹も東京から先月の22日ぐらいですか、結婚式があつて帰って来て、そして2日目に発症しまして、そして病院に行ったらA型だと。熱が出てるち言ったらもうこっちに來いちゃうて、ほかの部屋に連れて行かれて、それで何か取られてA型ですと。それでもう移動もできないし、自分の家で隔離してくれというようなことで来たんですけど。

確かにそのタミフルくさって、もう2日目には熱が下がり始めて、4日目にはもう完全に平常ということがあったんですが、その新型か旧型かちゅうか、そこがわからなかったんですよ。

だから、子どもたちの場合は、多分学校なら学校で、何日間にとか親の人なんかも話して、一緒に行こうとかちゅうような話になると思うんですが、そのところがその新型か旧型かというのが何日ぐらいでわかるのか。その辺を教えてもらわないとちょっと厳しいかなと。

それから、新型、新型といいますけど、今旧型も何か薬がないちゅうか、いろいろ混乱してるようですけど、その辺がどうなっているのかをお伺いしておきたいと思います。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

新型か旧型かというのは、免疫のところに簡易キットということで判断をするようになっておるそうでございますけれど、すぐわかるのは陽性か陰性かというのはすぐわかる、確定するのは3日ぐらいかかるんだということであると聞いております。

そういう中で、感染症情報というのが県のほうから出ておるんですけれども、これは鹿児島県の環境保健センターに出てるんですが、ここの資料によりますと検査の実施状況というのが来ております。この検査センターにおける検査状況を見ますと、5月25日以降、11月16日現在まで累計339検体及び269例の新型インフルエンザ陽性者を確認しているということになっております。

その中で、新型インフルエンザの割合は98.9％だということでございますので、例年季節性のインフルエンザはもう少し発生があとかなということで、今発生しているのはもうほとんどが新型インフルエンザだというふうに言われておりますので、こういうことからしますと新型インフルエンザという判断をしてもいいのかなというふうに思っているところでございます。

それから、従来の季節性のワクチンにつきましても不足をしているというのは、これは実態としてあるそうでございます。

と言いますのは、やはり国のほうがこの新型のワクチンの製造を同じ会社でやっているということもあって、季節性のワクチンも不足気味だということで、医療機関に確認をしてみますと例年の70％、80％しか供給がなされていないという状況であるそうでございますので、できるだけ早目にかかりつけ医等に予約をされて、その対応をしていただければと思っておるところでございます。

○麥田 博稔議員

3回目ですけれども、最後に確認。この前のテレビ報道を見ていますと、何かその大きな瓶と小さな瓶があつて、50人分ぐらいだと。結局ある程度予約が入って50人分にならないと医者がしてくれないと。だから、自分が暇なときに予約制にしているとか、そういうのがあるんです。

確かに言われてみると24時間ですか、何時間かすると効果がなくなるから、もう開封したらすぐ何十人かしないと無駄になるということですから、その辺の対応はどのようにされるのか。

予約を取って各病院でされるのか。それとも先ほど言ったように小学校なら小学校、中学校なら中学校は、ある程度この日にしましょうかっていって集められて、集団的なそのインフルエンザ対策をされるつもりなのか、そこを確認しておきたいというふうに思います。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

今言われましたように、確かにワクチンの大きな瓶で供給をされますと、使い残しについては駄目になるということで、限られたワクチンでございますので、医療機関としてもできるだけこれを有効に使いたいということは、町内の医療機関でも一生懸命工面をされているというふうに聞いております。

そういう面で、今、このスケジュールを出しましたけれども、予約相談開始というこの日程のところから、もう既に予約の開始を行っておられると。そして、私どものほうで予診票を発行されますと、その予診票を持って予約ということ、あるいは接種ということに、計画的にこのワクチンの量をにらみながらやっていきたいということで、医療機関側も一生懸命な対応をされているということで聞いておるところでございます。

そういう中で、私どもとしましては集団の、私どもが学校に行くときには学校で打ってもらったことがあるものですから、そういう集団の予防接種ができないかということで、この問題が発生しましたときに、実施要領をつくることからこの問題は検討をいたしました。

しかしながら、今回のこのワクチンの予防接種につきましては、国が直接受託医療機関と契約をして行うということに制度としてなっておりますので、市町村がワクチンを買って上げて、そして医師の雇い上げをして行うということはもうできないということに、制度上なっておりますから、これについてはできないと。

ですから、やるとすれば保健センターを提供する形で、医師会の先生方がそこに来ていただいて、そして日程と時間を決めて打っていただくということしかないのかなと。そういうことで、本町につきましても、医師会と協議をいたしましたけれども、医療機関側のほうがそういった対応ができないということから、集団接種はもうできないということで結論が出たところでございます。

○平八重光輝議員

先ほどの町長の答弁の中に、子どもさんたちが60名前後ですか、感染されているというお話でしたが、一般の方といたしますか、父兄を含めてほかにもいらっしゃるのではないかと思います。今この予定表を見ますと、小学生の高学年1月中旬を12月18日からと、中学生は1月の上旬からということですが、これはそのワクチンがまだないからこういうふうにされるのか。形式上せんにやいかんからされるのかちょっとわかりませんが、もしワクチンがあるのであれば、どれぐらいの感染力があるか私どもではわかりませんが、たくさん子どもたちがかかってからするんじゃなくて、もうちょっと前倒しに子どもたちがかからない前に、罹患された方の家族を含めて、できるだけ前倒しでするちゅうことはできないもんですか。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

このワクチンが確保できれば前倒しできる可能性はあるわけですが、国が定めましたこの接種のスケジュールに基づきまして、国のほうはワクチンの供給をしていくもんですから、どうしてもワクチンの確保ができないということになっております。

これは、製造が段階的にずっと行われていくということで、製造自体からそのワクチンの供給量が限られておることから、このようになっておるのではないのかなあというふうに思います。

それからもう一つは、やはり一遍にこれを出していきますと、医療機関側での対応もなかなか

難しいということも実態としてあるのかなというふうに思っております。これは私の推測ですが、そういったことから計画的に日程を決めて接種をしているというふうに理解をしているところでございます。

○桑園 憲一議員

さっき健康増進課長のほうから説明があったわけですが、町内の接種可能の医療機関、6 医療機関ということですが、この中には郡の医師会病院は入ってないですね。ほかの医療機関では接種はできないのか、そこを説明を。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

接種医療機関は、当初私どものほうといたしましては、町内のすべての医療機関が受託医療機関として登録をされておりましたので、ここですべてできるのかなということで考えておりましたけれども、医師会と10日の説明会をいたしてみますと、どうしてもその外科のお医者さん方につきまして、この乳幼児等の接種はできないということがあるそうでございます。

ですから、ここにごきます6 医療機関が、小児科を標榜されている医療機関。それから、それに加えて私のところでは今までの予防接種の関係等もあってできますよというところの6 医療機関が、この1 歳から6 歳までの方については接種をしていただくということでございましたので、この医療機関にワクチンも寄せて、そして体制を整えていくということでございます。

その中で、郡の医師会病院等につきましても、できないだろうかという相談はいたしましたけれども、これについてはできないと。これはお医者さんの判断でできないということであるそうでございますので、この6 医療機関の中には入ってないということでございます。

○町長（日高 政勝君）

先ほどの質問の中で、町内の小中学校の数字で、ちょっと前の数字が同じところに入っておりましたので、間違いがございましたので、訂正をさせていただきたいと思いますが、24日現在ですけれども、小学校の罹患者が51です、すいません。それから、中学校で38ということでございました。先ほど申し上げたのは、11月19日現在で上書きをしちよったもんですから、そっちのほうを言ってしまいました。

学級閉鎖の場合は生徒数の2割が感染したときに学級閉鎖をするということにしておるようでございますから、現在、小学校で2校だけということでございます。2校で2クラスちゅうことでございます。

○米丸 文武議員

先ほど、予算書の中で説明の中に自己負担の説明をされましたけれども、今ここに私どもにいたしておる資料を見ましても、1 歳から小中学生まで全額が助成だというようなことで、65歳以上は1回1,500円の自己負担というような説明のようでもございましたけれども、その中間の方々の自己負担というようなものについての説明がどうなったのかなと思って、私が聞き漏らしたのかわかりませんが、もう一回お聞きしたいと思いますが。

で、それともう一つ、これを要するに町民の方々に、このところをしっかりと明記したそのチラシを、ここにはないですけれども、どのような形でその広報されているのかということをお伺いしたいと思うんですが。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

小学校、中学生までは無料にするということと、それから、住民税の非課税世帯の方と生活保護世帯の方については無料化ということでございます。そのほかの方につきましては、1回1,500円の自己負担で、町のほうで2,100円の助成をするということで、その分の関係する分についての予算が今回のものだということでございます。

これにつきましては、議会のほうの全協での説明の後、町民の皆さん方にも専決をした段階で新聞等の報道もなされましたし、町民の皆さん方にもお知らせ版という形でこれをお配りしております。その分については、ここにはつけておりませんが、町民の皆さん方には負担を明確にするようにお知らせ版でお知らせをしてるということでございます。

○米丸 文武議員

もう一回すみません。今、私は広報、ここにもらってるんですが、これに金額が載っていないもんだから、今ちょっとお聞きしたんですが、これと別のもんでやられたんですか。これ、11月19日の号ですけれども。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

前に1回出しておるんですが、負担等を入れた分、幾らになりますよというのは全体として出しております。これについては、町長のほうからも住民の皆さん方にわかりやすいようにということでございましたので、お知らせ版としてつくって出したつもりでおりますけれども、その資料をちょっと今持って来ておりませんので、また必要があればその分についてもお配りをしたいと思っておるところでございます。

○新改 幸一議員

先ほど発生状況が、町長のほうから報告がございましたけれども、この発生状況ちゅうのが、私の孫もきのうから何かそういうのを、インフルエンザにかかったということで存じているようでございますけれども、こう地域的に宮之城、鶴田、薩摩、保育園あたりも相当インフルエンザにかかったという人も聞いておるんですが、こう地域性が現在あるものか。宮之城の保育園、小学校が発生が多いとか、旧鶴田、旧薩摩の状況というのは、何かこう地域性があるものか、わかっておれば教えていただきたいのが1点。

このインフルエンザに対する補助、助成期間は12月1日から来年の3月31日までですと、こうしてありますが、もしこの接種されたこの子どもたちの親が忘れちゃって、領収書なんかこう出て来て、もう4月1日に出て来たってもう一切もう助成はしませんよということで決まっているものか、そこ当たりどんな流れなのか、ちょっと教えていただきたい。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

先ほど町内の学校の小学校、中学校の罹患の状況について町長のほうから説明をいただきました。私が持っている資料では11月18日から、町長の言われました24日分までの分があるんですが、これで少し説明をいたしますと、学校で変わっていつてのがわかるのじゃないかなと思いますので、それをお知らせをしたいと思っております。

11月18日の段階では小学校で37名でございました。このうちに山崎小が14名、それから盈進小が15名、鶴田小が6名と。それから、紫尾小と流水小に1人ずつおりました。そして、中学校の場合は18人でございましたけれども、山崎中が4人、宮之城中が5人、鶴田中が9人ということで、この段階では鶴田が多いかなというふうに思ったところでございます。

そして、今度は、これを16日になっていきますと、27人にこのときは減っております。そういう中で、小学校が27人に減って、そのうちの内訳としては鶴田小学校が9人で、それから山崎小が9人、それから盈進小が8人ということになっております。そして、中学校は17人でございましたけれども、そのうちの鶴田中学校が11人で、宮之城中が4人、山崎中が2人ということで、これ減って来ると。

で、次の今度は11月19日の分でございますけれども、小学校で42名でございましたが、一番大きいのは盈進小学校、そして次が山崎小学校の13人、盈進小が17人。で、もうこの段階になりますと、鶴田小学校は6人ということで減って来ているということ。そして、今度は中

学校は17人でございますけれども、この段階では鶴田中が12人、宮中が2人、山崎が3ということでございます。

で、今度は先ほど町長が言いました24日の分でございますけれども、一番最新の分でございますが、小学校51でございますけれども、この段階では51のうちに盈進小学校が24名、それから平川小が8名、それから求名小が7名、中学校は38人でございますけれども、このうちの宮之城が29名、鶴田中が9名、薩摩中が1名というようなことで、ずっとこう週によって学校がこう変わってきているという状況があるようでございます。

それから、先ほど米丸議員のほうから言われました町民に対するお知らせでございますけれども、11月5日の日に、ここに接種費用ということで医療従事者から自己負担、あるいは小学校1歳から小学校3年生までは無料ですとか、小学校4年生から中学生、これは無料ですよ。あとは自己負担、この段階では2回接種ということでございまして3,000円ですよということ。

65歳以上の高齢者はこうありますけれども、65歳未満の、例えば私どもでございますけれども、ここについての助成は一切ない。また、対象にも現在のところではなっておりません。

ですから、優先対象者の分について今考えてございますので、この優先対象者が終わりました、そしてワクチンの状況を見て、次の段階として、この優先対象外の人にも接種が行われていくということになります。

その場合におきましては、現段階においては助成は考えてないということでございます。

補助の期間につきましては、基本的には行政の予算は31日まで負担行為がなされたものということでございますので、基本的にそのように考えているところでございます。

○川口 憲男議員

先ほど、今この町長の説明の中に発熱でインフルにかかれた方の対応がありましたよね。小学校51名、中学校38名。それ以外に保育園とかいろんなのがあって、実際かかれて熱が出たり、いろんなので対応がされておると思いますけれども、やっぱりそこらを防ぐための、これは予防接種であると思うんです。

対応がちょっと、発生する前、もうこれからのことですから大変ですけど、このインフルエンザが予防接種をして100％確実に効き目が全部出るということはないと思うんですけれども、かかった方々の対応ですね。二、三ちょっと病院で聞きますと、病室にも入れないと。診察室にも入れないと。ちょろっと聞いたのは、車の中で、ほかの方々と接触を防ぐために、車の状態でもう降りてこなずにそこで注射とか、いろんな対応をされているようなことを聞いているんですけれども。

やっぱりそういうところには、そのエアードームの必要性ちゅうのがあるんだと思うんですけど、そういう情報は入ってないものかお聞きします。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

私どものところで、今そういう状態が発生しているかどうかというのは把握をいたしておりません。ただ強毒型の新型インフルエンザが発生いたしました場合には、ドライブスルー方式ということが言われておりまして、車の中で検温をしたりとか、聞き取りをしたりとかいうことはするんだということで、対応としては考えられております。

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これから議案第 85 号を採決します。

お諮りします。「議案第 85 号 専決処分の承認を求めることについて」は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって「議案第 85 号 専決処分の承認を求めることについて」は承認されました。

△日程第 4「議案第 86 号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第 4「議案第 86 号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第 86 号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」であります。

これは、国家公務員の給与改定等に伴い、地方公務員の給与等を改定しようとするため、関係条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

「議案第 86 号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 86 号については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第 86 号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案第 86 号について質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

今度のこの改定というか改正は、人事院勧告というか全国的なものでありますけれども、町長にちょっとお伺いしたいんです。

こうして、いろいろ減額されていきます。そうすると、やはり一般的には公務員は非常にこう優遇されているとか、いろんな批判がありますけれども、やはり今まで町長、ちょっと言われていますけれども、全体的なこう下がってくる中におきますと、個人の能力主義とか、能率とか、人事考課、この辺をやっぱり考えていかないと、年功序列でずっとこう上がってくる。

私はもう前からいろんなところで質問とか、具現を呈しているんですけれども、やはり極端に言うと、係長よりも高い平社員とか、やっぱりこれでこの給料表でいきますと、どうしてもそういう年齢的に上がっていきますけれども、その辺を町長は今後日本一のサービスのまちとかされますと、やはり職員の資質向上、いろんなことを考えてやっていかなければならないと。

ただ、そうすることによってみんな一生懸命するけれども、それがやはり一般的には民間会社では給料に跳ね返ってくると。やっぱり職責と、それからいろんなそういう面で。ただ公務員の場合はそういう営業的にこれをしたから会社ちゅうか儲かったとか何とかちゅうことはないんですけれども、すべてが公のための福祉ということですから、成果主義にはなかなか厳しい面がありますけれども。

その辺のその給料の根本的なことについて、町長はどのようにお考えなのかお伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

お尋ねの職員の給与のあり方ですけれども、やはりこの地方公務員法に基づくと、やっぱり給与というのはその職務の内容と責任において、この的確に位置づけしなければならないというのがございますから、やはりそういう原則にのっとる。あるいはまたおっしゃるとおり、この能力主義ですね、こういうことも公務員の場合においても要請をされておるところでありますから、基本的にやっぱりそういう方向に従って、その運営をしていくというのが大事であるかと思っております。

そういうことで先般も課長会、あるいは研修会を開きまして人事評価制度ということもそれぞれ実施をいたしておりますので、やはりこの職員の日ごろの職務に対するそういう意欲、あるいは能力等に応じて職員の給与というのは格付をしていく必要があるかと思っておりますので、今後におきましては、そういった人事評価等に基づいてきちっとそういう対応をしてまいりたいと思っておりますのでございます。

○麥田 博稔議員

私は、そこは非常に大事なところだと今後思うんです。

というのは、やはり430ぐらいおったのを300に減らそうと。この300人もちょっと私は厳しいと思うんです。私たちの町はやはり皆さんも御存じのように、一部事務組合壊れて、何ていうんですか、処理センターとか、それから消防、そして給食センター、いろんなそういうところを抱えた中での300という目標ですから。

それから、やはりその後制度がいろいろ国も変わりまして、高齢者対策のあの辺が非常にこう人が増えてきているという問題もありますけど、その辺も考えなければいけないんですが。

やはり職員の能力が、くどくなりますけれども、やはり給料に跳ね返ってこないと厳しいのかなと。こうして勤勉手当とかいろんなのがありますが、私たち民間から来ると、勤勉手当ってどの辺でその査定があってされるのか。考えてもらいたいのは、やはり地域に住んで、地域のいろんなその考課の中にボランティア活動とか、先に504号のその決起大会もありましたけれども、やはりそういうときに休みだけ参加してくれるとか、さつまフェスタのときにボランティアで参加してくれるとか、職務は別にですね。

やっぱりそういう地域行事、それから町のいろんな各種の行事とか、その辺に参加した人をどのようにその待遇面というか勤勉手当で、勤勉手当っていうか、何かその辺で考課して考えてくれるのか、いろんな問題があります。

ですから、その辺までこうしてどんどんどん、やはり民間にあわせて多分まだ下がっていくのかな、厳しくなるのかなと思いますけれども、やはり成果主義、能力主義、その辺の不公平

感がないように、いろんなところでやっているのも新聞とか本等では出てますので、その辺は十分配慮しながら、今後検討していただくようお願いをしておきたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

職員数につきましては、行革の方針が出ておりますので、それに従って、今そういう方向の中で、その439ですね。合併当時からも現在375までこう来ておりますけども、やはりこの300人を一つの目標としながら努力をする必要があるかと思っております。

ただ、今御意見にもありましたとおり5カ町で運用をしておりましたし尿、ごみの衛生処理の関係、それらが現在16名ですか。それから、4カ町で運用しておりました消防署の関係、42名ということで、58名がさつま町の職員として、この運用をしていくということになりましたものですから、結局、この辺がその一般の行政職について相当なやっぱこの無理が来てるんだということが実態としてございます。

し尿、ごみ、あるいはこの消防署については、もう町民生活に最も密接なサービスの業務でありますから、これらについては減額をしてサービスを低下するということになるとまたいけませんので、これらはやっぱ確保することがありますので、どうしてもやっぱり一般行政職の職員の削減という形を取らざるを得ないというのが実態がございます。

権限移譲はどんどん入って来る、一方では職員数はどんどん減らさんといかんというようなことで、やっぱりそうなりますと少数精鋭とならざるを得ないということになっているのが実情でございます。

やはり能力を高めて、その辺の処理というのを的確に、そしてまた迅速に行ってサービスを高めていくと、そういうことが求められておりますから、より以上の職員の研修というのは大事であるかと思っております。

それなりに、職員のほうにはいつもこの課長会等を通じまして、あるいは朝会の中でもそういう意欲を持って取り組んでいただくような姿勢を取っていただくようお願いもいたしておるところでございしますが、今後もそのような形で取り組みをしていきたいと思っております。

地域活動については、私がこの就任をいたしましてから、とにかく地域がやっぱり元気にならんと町全体のやっぱ活性化にもならんのだということで、今回も地域元気再生事業というのを新たに取り入れまして、ほんとに地域がやる気を持って、この元気になるような形の取り組みをしていただきたいと。

それについては、職員がやっぱり今までと違ってもっと地域に入り込んで、地域のやっぱ皆さんと一緒に、地域のいろんな課題を拾い上げながら、そしてまたそれに向かってこの解決をしていく、そういう体制が必要ではないかということで、地域担当職員の配置をするようにいたしております。

これについては研修を通じまして、その辺の狙いについても説明をいたしておりますし、今後やはり地域とのそういうかわりというのは大事であるというようなことでございます。

特にまた、地域の活性化計画もこれからつくっていただくようにしておりますし、それに対しては何らかの支援も必要だということになっておりますから、職員のやっぱノウハウを生かす形の間にもなるかと思っております。

そういうことで努めてまいります、これらについては地域活動でありますので、ただ公務的な面でもやってくれということでは指示を出しておりますけれども、ただ職務専念義務ということがございますから、やはりそういう地域活動についてはそれを直接反映をするというところまではいかないかと思いますが、とにかくそういう勤務の中では十分町民の信託にこたえられるような、やっぱりその職員であれというふうに、今後も努力は必要かと思っておりますのでござい

ますので、その辺についてはまた十分求めてまいりたいと思っていますところでございます。

○平八重光輝議員

麥田議員の質問と若干重なるかもしれませんが、勤勉手当を100分の72.5を100分の70にするということですが、今までに勤勉手当をその職員の頑張りようといいますか、それで差をつけられたことがあるものかどうか。

といいますのが、今回から評価制度が入るわけですが、そうした場合に、任用にももちろん利用というか、使われるんでしょうけれども、それ以外にその勤勉手当等で一生懸命頑張っ、皆さん頑張らにやいかんですけれども、特に、今町長の言われました地域活動等も含めて、頑張っている職員には幾らかその100分の70を80にするとかいうようなことを入れられる考えがあるのか。そういうのは全く関係なく、このままただ率だけ変わるんですよというようになるのかお尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

勤勉手当はおっしゃるとおり、その職員の能力等に応じてやっぱりその支払うというのが通常の姿でありますけども、今までその勤務形態をずっと見て、よっぽどその、いろいろこの問題があるということになれば、当然そのいろんな処分がございますから、それに照らしあわせて、この的確なやっぱり処分をしていくということで、それについては当然その勤勉手当に反映をしております。

ただ、非常に優秀であるということで、その辺については特別昇給とか、いろいろ15分の範囲内でできるようになっておりますけど、今のところ、それを適用して特別昇給をしたという事例というのは、ここ最近はちょっと聞いておりません。

過去については、もうよっぽど非常にだれから見ても素晴らしい仕事をしてるというような方については、そういう事例もあったと思うんですけども、ここ数年は聞いていないところであります。

ただ、いろいろ病休とか、あるいはこのいろんな場合で休んだ場合は、当然勤勉手当にはもう反映して減額ということになりますけれども、通常の場合、良好な成績で勤務をしているというような評価があれば、一応勤勉手当は従来のこの基準に従って支給をしているところでございます。

○平八重光輝議員

私も昔国家公務員でしたから事情はわからんでもないですが、せっかく職員のその評価制度を入れるのであれば、ただ評価しましたと。しましたけれども何もほかにはありませんというようなことであれば、余り意味がないような気がします。

やはり評価をして、非常に町民の皆さんのために一生懸命頑張っ、非常に有効な施策等も立案して優秀なんですよちゅう方には、やはりそれなり、それなりって、お金だけがその評価じゃありませんけれども、やはり勤勉手当等で、例えば処分等を受けて減額になった方があられましたら、その分を上積みするぐらいの評価をしてやらんと、ただ評価しましたがあなたは大変優秀な評価でしたが、ただそれは評価で終わりますというようなことでは、余り評価の意味がないような気がしますから、ぜひ信賞必罰じゃないけれども、幾らかやっぱり評価して非常に優秀で、優秀というか皆さん優秀でないといけないんですが、そういう方がおられたら、やはりそれなりの評価に値するようなのをされるのも、またいいんじゃないかと思っておりますけど、その辺はぜひ検討されてみてください。

○町長（日高 政勝君）

おっしゃることは、もう十分理解をいたしておりますので、人事評価の制度というのは、それ

はもう全くおっしゃるとおりでございますから、やはり良好な成績、すばらしいこの勤務成績を持って、それなりのこの評価を受ければ、当然としてやっぱりそれに報いるような給与体系というのを位置づけをする必要があるかと思っております。

いわゆるその12カ月の昇給をするための期間がありますけれども、それによつてはその短縮という措置もありますし、あるいは1号昇格とか、いろいろ格付のやり方ちゅうのがありますから、それはもう人事評価の中で、ほんとにだれが見てもそうだということがあれば、当然その評価の結果によつて措置はできると思っております。

それが、おっしゃるとおり、この人事評価のあり方だと思っておりますので、それはもうそのような運用は十分できると思っております。

そのほか、やっぱその人事でもそういうところもできるわけですから、任命権者としてはそのような配置も十分考える必要があるかと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これから議案第86号を採決します。お諮りします。「議案第86号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって「議案第86号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

△日程第5「議案第87号 平成21年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」、日程第6「議案第88号 平成21年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」、日程第7「議案第89号 平成21年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第5「議案第87号 平成21年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」から日程第7「議案第89号 平成21年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」まで、以上の議案3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第87号 平成21年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」について説明をいたします。

今回の補正は、人事院勧告に基づく人件費の調整及び情報システム費の計上を補正しようとする

るものであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,073万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億9,469万9,000円とするものであります。

次に、「議案第88号 平成21年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。

今回の補正は、収益的支出の経費を補正しようとするものであります。収益的支出において149万3,000円減額し、収益的支出の総額を1億3,788万2,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第89号 平成21年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。

今回の補正は、収益的支出の経費を補正しようとするものであります。収益的支出において77万8,000円減額し、収益的支出の総額を2億3,835万6,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、議案第87号でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（北原 美義君）

それでは続きまして、「議案第88号 平成21年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」の内容につきまして説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（北原 美義君）

続きまして、「議案第89号 平成21年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね11時10分とします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時07分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第87号から議案第89号までの議案3件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第87号から議案第89号までの議案3件は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから順番に質疑を行います。まず、議案87号について質疑はありませんか。

○平田 昇議員

先ほどの予算説明の中で引っかかるところがありました。課長は地方交付税を減額したという説明をなされました。地方交付税は国が確定するものであり、大体夏場ごろは確定するんじゃないかというのは私の考えなんですが、それを地方交付税を3,772万2,000円減額したとの説明。それとあわせて国庫支出金をそれよりも1,000万落としての国からの支出金、この国の政策の背景を知りたい、かように思っております。よろしくお願いします。

○財政課長（下市 真義君）

今回の補正予算、総体的には減額補正ということで、これまで当初予算に計上いたしておりました56億2,033万7,000円、先ほど申しました人件費等の削減によって、いわゆる財源を引っ込めたということでございます。

またこれにつきましては、先ほど申しましたとおり減額をした残りが6億3,300万ほどございますので、また12月補正、その後の補正等の財源ということで留保ということでございます。

○町長（日高 政勝君）

交付税そのものについては、8月のおっしゃるとおり算定の中で交付団体については確定をいたします。その額というのが、先ほど財政課長が申し上げましたとおり58億1,564万5,000円でございますけれども、その中でいわゆるこの当初予算とか6月補正とか、そういう段階でもう既にこの財源として計上しておりましたんですが、人件費が充てていた部分があったものですから、今回は人件費分をこの人勸に基づいて減額をするということでございますので、それに必要な財源として今まで充てていた財源を減額をする。

いわゆるもう要らなくなったということで、その分については留保として残ってくるということになるわけでございます。

それだけ充てる必要がなくなったから減額をして、その分はまた留保財源としてまだ残ってくるという意味合いでございます。

○麥田 博稔議員

2款1項10目、情報システム費のことに関連して、このことにつきましては先の全協でもる説明があったわけですが、どうしても自分たちの勉強不足とかいろんなことがありまして、先の説明で、今度のあれでこの説明書にも事業の成果内容を低下させない範囲とか、それからいろいろ機器とか設備費の見直しをしたけれども運用に問題がない程度に性能っていうんですか、スペック見直したと。それで機器構成の見直しとかこうあるんですけれども。

やはりこういう情報システムに関連しては、我々は非常にその町民の方には申し訳ないんですが、勉強不足でなかなかわからない問題がありまして、今までも平八重議員等からいろいろ質問が出てますけれども、結局最初のままでいくと4,400万でつくったわけですね、つくるっちゃうか、まだ入札をしたりすればわかりませんが。

それが2,700万になっても結局中身的にはそんなに変わらないんですよ、性能的には変わらないんですよということになりますと、非常にやはり勉強を我々もせんにやいかんと思うんです。

というのは、これはオール国庫負担ですが、結局今からいろんなことをすることについて町の一般財源を持ち出すとかなりますと、これは行財政改革になってくる。「あったらいいな」とか「あればいいな」とかちゅうのが、やはりややもするとあるんじゃないかというふうに思うんです。

特にこういう機器については、何がその算定の基準になっているのか、どこの社がいいのかというのが、我々も先ほど言ったように全く町民の方に申しわけないんですが、基準というか勉強不足でわからないと。

となると、やっぱり執行部側に非常に勉強してもらって、我々ももちろんしなくてはならないんですが、こういう提案をされるときに本当に必要な物、これだけはなければいけないという物が、どこまでこの精査されて提案されて来ているのかと、非常に思うんです。

これは、政府による補正予算の見直しの結果ということで、自分たちのまちだけでこれだけの財源が出て来るとなりますと、もう全国でいうと大変なことになるなというような気持ちがするんですが、このようなことについて機器設備の見直し等について、執行部として今後どのようなその対応をされるのか。

それから、やはり自分たちのまちにおいても、これは町長にお伺いするんですが、やはりこの辺の専門家というか何かをその採用というか、する必要があるのかなと。これからもどんどん国のシステムが変われば、いろんな物を入れていかなければならないと。そのときに、いろんな各社の物があってどうするのか。それから、そういう保守点検ですね。

その辺のことについて、どのようにお考えなのか確認をしておきたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

今回の地域情報通信技術の活用推進交付金事業というのが、前の政権の時代の、いわゆる新たな事業ということで出て来たものでございますが、これについては考え方を、こういう事業があるけどどうかということで、これについてはやっぱり職員のそういう情報技術の専門っていうんですか、そういう職員もおりまして、そういう職員の中でいろんなこういうことをやりたいということで、防災とかいろいろございますけれども、そういったことを含めて提案をいたしましたら、もう当初は先ほどありましたとおり4,400万ということで、約5,000万円の予算がつきそうだったということでございましたけれども、政権が交代したことによって、いわゆるこの見直しの作業でございましたけれども、この事業については内容を見たときに非常に必要性があるというようなことで、4割はカットされましたけれども、結果的に事業の採択をされたということでございますので、やはりその辺の事業採択に向けての職員の努力というんですか、そういう面については評価もしていんじゃないかと思っております、専門性というのは当然こう持っているかと思っております。

保守点検については、またいろいろ専門的な分野がございますので、そういうところにまた管理の委託とかあるわけですがけれども、基本的には今お尋ねの件についてはそのような考え方であるところでございます。

○栗田 博稔議員

さっきの説明でも必要最小限のものはまかなえるということだったんですが、今町長からありましたように維持管理費とか、ランニングコスト、今後年間どれぐらいのそういうものがかかるのか、試算をされているのかどうか。大体何年ぐらいはもてるとか、普通の機器によりますと5年とか8年とか10年とか言われてますけれども、それぐらいのランニングコストについてどのように試算をされているものかお伺いをしておきたいというふうに思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

ランニングコストにつきましては、今現在約120万円ほどの保守料を支払いをしているわけですが、今回のこれにつきましては、その100万以下で保守ができるようにということでしているところでございます。

詳しくはまだ事業採択後、決定後にしていくわけですがけれども、現在の保守料が126万円ほ

どですので、これを大幅に下回るようにということで、現在のところでは額の確定はしておりませんが、それより下回るようなということで考えております。

それから、先ほど町長からございましたようなことで今回提案をしたわけですが、九州内で83の応募があって51市町村が決定をしたということでございます。

少し先ほどの全員協議会で、この事業ではこれができるということの説明をしておりませんでしたので改めて申し上げますが、今回の事業では災害情報の発信であったり、今まで本来ならば1、2分で到着するべきところを1、2時間かかったり、あるいは10時間ぐらいかかったりということでございましたので、この解消に努めるということと、それから安全安心の面では、やはり行方不明の捜索であったり、そういう避難所開設の情報であったりということを町民の皆さんに情報として提供すると。

それから、職員、消防団員の緊急招集、そうしたことのスピードのアップということと、あるいはホームページのリニューアルが課題でございましたので、これを4,400万の中では全部改訂してやるということでしたが、この2,700万の事業の中ではホームページのトップページをリニューアルしていくと。

それで、この報償費をつくっておりますけれども、防災機能に特化しておりますが商工農業、工業等の団体にも入っていただきまして、この利活用も推進をしていくというようなことで考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

○平八重光輝議員

ただいまの情報システムについてお尋ねいたしますが、今回2,900万の中で無停電装置なんかをつけますということですが、この無停電装置が今までなかったのがちょっと不思議なくらいである装置なんですけれども、そういう中で新しいのをもちろんつけることもよろしいんですが、情報端末は確か私の記憶によりますと、宮之城町時代に入れたのがもう7、8年前になろうかと思えます。

そういうのをまだ現在使っておられるようですが、こういうのを大体7、8年、10年使えば使えないこともないですが、取りかえる時期でもあろうかと思えます。それについてどのようにお考えになっていらっしゃるのか。

それと、その7、8年経ったような情報端末のリース料を払ってあるのか、もう無料で借りていらっしゃるのか。

それとこれを廃棄する場合、非常にいろんな情報が入っております。画面上で幾ら消しても、削除をかけましても、中のほうにはきれいに立派な情報が残っております。それを取り出そうとすれば簡単に、簡単にというか、十分完璧に取り出せる今状況にありますから、そういう端末はどのように処分されておるのか。信頼される業者に委託されて、もうたたき壊して廃棄してますよちゅうのであれば、それでも結構なんです、その辺はどうなのか。

それと今麥田議員のほうからも出ました、このいろんな情報端末といいますか、システムの維持管理費ですが、私が調べたところではそれぞれのシステムをそれぞれ同じ業者であるのに、それぞれ一つ一つ管理料を払っていらっしゃるわけです。

こういうのはもう一つにまとめて一括で、例えば今1,000万払っていらっしゃるならば、一括でもう500万ぐらいにしてくださいというような、ぜひ交渉やって下さい。一つ一つ、その管理をしやならんちゅうこともないと思いますから、5つも6つもあるような、3つ、4つもあるような、同じ会社で委託されてますけれども、こういうの例えば、役場全部で管理して下さいというような管理の仕方をぜひやって下さい。相当安くなると思います。

それと今、新しいこの情報端末を入れるので、いろいろ町民の皆さんに情報の周知をするとい

うことですが、パソコンのネットを使っていらっしゃる方が、そんなに割合的には高くないと思います。それと、携帯電話でも周知しますということですが、それだけでは周知が完全にできたということには、とてもでないけどできないと思います。

そういうのを全く使えない、パソコンもインターネットも使わない、携帯電話も持っていないという方もたくさんいらっしゃいますから、その辺も十分周知のできるようなまた体制もつくっていただきたいと思います。その辺はどのようにお考えなのかをお尋ねいたします。

○総務課長（湯下 吉郎君）

今、5点ほどお尋ねがございましたが、まず情報端末の関係です。今、職員に配置している台数が約360台程度あります。御指摘のように、もう合併前に合併の補助事業導入した機器等もあって、この360台のうち約3分の2ぐらい、220台程度はもう更新の時期に来ているということで、これまでも本年度14台新規に購入をして予算を措置していただいたんですが、多くこの購入しなければいけないとなりますと、一時的に大きな財政負担にもなりますから、これについてはリースにするかということも含めて、また財政課等と協議をしていきたいと思っております。

それから、リース料については、もう現在先ほど言いましたように、合併時の補助金等で購入しておりますので、リース料は今のところ発生はしておりません。

それから、廃棄の端末機のこと、もう平八重議員が言われるように大変重要なことで、廃棄をするときにその情報が、ソフトが生きたまままで消してはいても、その専門家によればまた復元ができるというようなことで、これは非常に我々も慎重な対応をするということにしております。これはもう専門のリサイクル業者をお願いをして廃棄をしております。

本年度もずっと貯めていたんですが、160台ほど、つい最近リサイクルに出しております。これについてはソフトも取り出して穴をほがして、そして判読ができないような処置をしてリサイクル業者をお願いをしているということで、リサイクル業者のほうも聞いてみますと、その再利用をするということで無料でしていただいたということでございます。

あと廃棄をしたという証明を出すための手数料が1万2,000円ほどかかっておりますけれども、そのような額で廃棄ができたということです。

それから、システムの維持管理費の一括で将来的には安くできないかというようなことでありますが、今おっしゃるようにソフト会社とリース会社と一対になって今までしてございましたけれども、これを安くするためにリースはリースで入札をするように、今入札制度の改定の中でしておりますので、できるだけこれについては安くなるような検討も、今作業部会とか、そうした部会で検討しておりますので、そのようなふうにしていきたいと思っております。

それから、この情報端末の利用とか周知については、言われますようにパソコンを持っている世帯というのも高齢化の中ではあるわけですが、余りその率が高くないと思われまして、携帯電話にしてもそうですので、できるだけこれは防災無線とか、そういう公民館放送とか、そういうのを補完することということで、ごく限られた方になるかもしれませんが、そういう緊急な場合に活動していただく方に特化もするし、若い人たちの対応になるかと思っておりますけれども、全体的にはこれを普及するには、また町民への周知を十分していきながら進めていきたいと思っております。そういうことで、この機器が生かされるような検討を今後していきたいと考えております。

○麥田 博稔議員

3回目になりますけれども意見がないようですから、先ほど条例を認めたわけですから、ちょっとお伺いしておきたいんですが、この37ページの給料表に関連して。

条例をだされる前に多分職員組合等との折衝もあったと思うんですが、あるところでは公表さ

れたりしていろいろもめたりしてるようですけれども、職員組合との交渉の中でいろんな要望があったりしたと思うんですけれども。言える範囲で結構ですけれども、やっぱり交渉のときに今後の問題とか、先ほど言ったように私たちは人事考課とかいろいろ言いますけれども、何かそういう問題になるようなというか話があったものかどうか、公表できる範囲で結構ですけれども、そのときの交渉のことについてお伺いをしておきたいというふうに思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

職員組合とは改定をしたりする場合には必ず事前に交渉してということで、町長も出席をしていただきまして交渉にあたりました。職員組合も非常に減額という措置で大変こう苦しいところではございますけれども理解をしていただいて、これまでも町の状況、あるいは町民の生活状況を町長のほうから述べられ、また最近の社会経済情勢をかんがみて、組合側としてももういたし方ないというような判断から、特にこれに関して異論というのはなかったということで理解しております。

○平八重光輝議員

今一般職の職員の皆さん、給料が約6,400万減額になりますということですが、国の方針でやむを得ないところなんです、もう今まで何年かずっと下がり下がりにずっと下がり続けなんです、下げて役場の財政といいますか、町の財政はよくなるかもしれませんが、その分私の素人考えですけれども、まちの財政といいますか、物がそれだけ売れなくなる、非常に心配されます。

役場が黒字になって、まちの経済が沈んでしまっちは余り意味もないような気がします。職員の皆さんも、ずっと下がり下がりじゃ、非常にモチベーションも下がってくるんじゃないかという心配をいたしますから、先ほどの評価制度じゃありませんけれども、ぜひ下がり下がって下がったモチベーションが上がるようなまた評価制度をぜひ取り入れていただきたいと思います、町長その辺はどのようにお考えでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

確かに、ここ数年大変この厳しい経済環境でございまして、いわゆるこのリーマンショック後においては、企業においても雇用の関係とか、あるいは給与の面においても大幅なこの2桁にわたる減額を余儀なくされている実態がございまして。

公務員としまして、当然この民間の給与を反映をした中で人勤が行われるわけですので、もう非常に忍びないところもございましてけれども、実態として現実には厳しい状況では、公務員としてはやはりこの町民の皆さん方の暮らし向きというのは、十分やっぱり承知の上で自らそういう姿勢を示していくことも大事であるというようなことが必要かと思っております。そのことをまた交渉の中でもお伝えして御理解をいただいているところでございます。

非常に職員も非常に毎年数も減る中で、そしてまた仕事量は増える、そういう中で本当に大変な思いをしておりますけれども、やはりある面においては、町民に直接かかわる仕事をしている誇りも持ちながら、そういった自信も持ちながら、日常の業務に当たっていただきたいということをお願いをしているわけですが。

おっしゃるとおり、とにかくこういう厳しい状況の中でもございまして、職員がやっぱこのやる気、モチベーションを持つようなやり方というのは今後必要かと思っておりますので、その辺についてはまた十分やる気が出るようないろんなやり方というのを進める必要があるかと思っております。

とにかく人事評価とか、あるいは人事とかいろいろありますし、それをまた間違うと逆に行くということもありますから、慎重な取り扱いも必要でございまして、信賞必罰、これも当然必要

でございますから、その辺については十分配慮しながら詰めをしていきたいと思っているところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

本案の審議を一応中止しておきます。

次は、議案第８８号について質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

本案の審議も一応中止しておきます。

次は、議案第８９号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

それでは、これまで審議を中止しておきました議案８７号から議案８９号までの議案３件について、一括してほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

これから順番に討論、採決を行います。まず議案第８７号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから議案第８７号を採決します。

お諮りします。「議案第８７号 平成２１年度さつま町一般会計補正予算（第７号）」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって「議案第８７号 平成２１年度さつま町一般会計補正予算（第７号）」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８８号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから議案第８８号を採決します。

お諮りします。「議案第８８号 平成２１年度さつま町水道事業会計補正予算（第２号）」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって「議案第８８号 平成２１年度さつま町水道事業会計補正予算（第２号）」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８９号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから議案第８９号を採決します。

お諮りします。「議案第８９号 平成２１年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第２号）」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって「議案第８９号 平成２１年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第２号）」は原案のとおり可決されました。

△閉 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成２１年第１０回さつま町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

閉会時刻 午前１１時３５分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 中 尾 正 男

さつま町議会議員 内之倉 成 功

さつま町議会議員 内 田 芳 博